

令和8年度 第1回 宮崎県青少年健全育成審議会 議 事 録

1 日 時 令和8年8月26日（水）午後2時～午後4時

2 場 所 県庁本館 講堂

3 委員の現在数 14名

4 出席した委員 委 員 河村 敏行
委 員 佐藤 耕一
委 員 松浦 里美
委 員 谷口 千尋
委 員 津江 徹
委 員 矢方 幸
委 員 中川 美香
委 員 辻 利則
委 員 廣川 真美
委 員 糸数 智美
委 員 桑畑 博 (11名)

5 欠席した委員 委 員 丸目 直美
委 員 茜ヶ久保 眞由美
委 員 甲斐 実沙希 (3名)

6 審議会の経過

(1) 定足数報告

事務局から、出席委員数が11名であることを確認し、「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」（以下「条例」という。）第26条第9項に規定する定足数を満たしている旨を報告。

(2) 審議事項

以下について、事務局から説明があった。

ア 有害図書類の概況等

イ 本県の児童生徒の携帯電話・スマホ等の使用状況

ウ 全国の青少年のインターネット利用環境実態

エ 国の検討状況と県の取組等

主な質疑、意見は次のとおり。

委 員：所属団体では、宮崎市内の小中学校でメディア関連の授業を行っており、必ずアンケートを取るようになっているが、本日の資料では確認できなかった小学生の内訳まで見ると、スマートフォンを持つ人の低年齢化が顕著に見られる。また、本人は自覚していなくても、睡眠時間の減少などから身

体に影響が出ているのではないかと感じる部分もある。さらに、インターネット上で知り合った人と実際に会ったことがある人が一定数いることもアンケートから分かっている。

委員：インターネット環境では全てがつながっているため、田舎だから安全ということではなく、ある意味で地域差が無くなっているように感じる。

委員：スマートフォンの所持状況や利用時間について、県としてはどのような問題意識を持っているか。

事務局：スマートフォンの所持率や利用時間の増加は、それだけリスクに触れる機会が増加すると認識している。利用時間の増加が身体に与える影響も問題として認識する必要がある一方で、単に利用時間が長いことが問題ということではなく、どのような使い方をしているのかという中身にも注目する必要がある、条例などの制度的な視点をはじめ、幅広い観点からの議論が必要と考えている。

委員：トラブルに巻き込まれないことだけをもって適切と言えるわけではない。それはフィルタリングにより解決できる問題なのか、あるいはいじめなど他の原因があるのかなど、トラブルの根本となる原因にも注目する必要がある。また、一日の限られた時間の中でこれだけスマートフォンの使用時間が長くなっているとすれば、睡眠時間や体験活動、家族との時間など何が削られているのかも考える必要がある。

委員：遊びに行く場所が無いなど、周りの環境がスマートフォンの使用につながっていると考えることもできる。

委員：メディア安全指導員の経験として、「使うな」という指導ではなく、使うことで身体に及ぼす影響を強調して伝えている。コロナ禍により、こどもたちだけでなく大人も含めてコミュニケーション能力に変化が生じており、遊ぶ楽しさ、体験の楽しさを知らない人が増えていると感じる。「してはいけない」ではなく、「スマートフォン以外にこんな楽しいことがある」、「将来のために役立つ体験がある」ということを伝えることが大切。

委員：「違法薬物の誘い」や「闇バイトの誘い」を経験した児童生徒が一定数いるとのことであったが、周知の難しさも感じている。警察によるポスターでの周知や県のホームページでの周知等も行われているが、こどもたちの利用率の高いSNSを活用した周知も必要ではないか。

委員：インターネットの問題について、こどもたち自身で考えてもらうために、夏休みの宿題でポスターを作らせることも一つの方法ではないか。

委員：アンケートでは、問われている質問の意図とこどもたちの認識の不一致が生じることも考えられる。なぜSNSによりどこを求めているのかということなどをこどもたちとの対話の中からすくい上げることで見えてくる課題

もあるのではないか。また、学校の授業でタブレットの使用が一般的となる中、最も大切であるはずのこどもたちの顔、視線を見なくなっている先生もいるように感じる。

委員：スマートフォンを持っていない児童生徒がいることについては、経済的な理由ももちろんあるが、しっかりとした理由をもって持たせていない家庭もある。本日の資料では確認できないが、小学校6年間の間でいつスマートフォンを持ち始めたかも重要で、所持の期間も変わってくる。また、「自分でルールを決めているか」という聞き方と「家庭にルールがあるか」という聞き方では変わってくる。こどもたち自身でルールを考えさせることが大切。

委員：闇バイトについて、警察ではポスターやクリアファイルを作成して周知を行っているほか、駅前や街中の街頭ビジョンで啓発動画を流している。直接学校に出向いて啓発もしたいと考えているが、警察の中だけでも生徒たちに伝えたい様々な政策課題がある中、授業時間の関係上、周知が限定的になっている部分もある。

委員：メディア安全指導員の活動も公立学校には出向くことができているが、フリースクールなど不登校児童などへの対応が課題と感じている。

委員：事務局から有害図書類の概況等について説明があったが、インターネットの普及により雑誌の販売数の減少、有害図書類の取扱数の減少は顕著である。このような中、1つのかばんに1冊の本を入れて持ち歩く「1 Bag 1 Book」の取組を行っており、読書の大切さを伝えている。また、書店では、こどもたちが最初に手に取る本、いわゆるファーストブックが良い本であってほしい、という思いから読み聞かせ活動も行っている。

委員：有害興行と言われる興行場はほとんど無くなっている。それに代わるレンタルビデオ店も徐々に無くなり、インターネットに移行している。映画のチケットを購入する際、親がクレジット決済の仕組みなどを知らないこどもにスマートフォンを操作させてトラブルになる例もあり、親に対する啓発の必要性も感じている。

委員：家庭でのルールづくりには、心身へのリスクや犯罪リスク、情報リテラシーなど様々な知識が必要で、親や先生がルールづくりに必要な情報を持っているのか疑問に感じる。また、災害時の例にも見られるように、誤った情報を発信、拡散しないことも大切。ルールづくりに当たっては、一人で決めるのではなく、話し合いながら決めることで気付くこともあるのではないか。インターネットは人と直接会うものではないが、人とつながる場であるという認識は必要で、直接人と会う時にルールがあるようにインターネット上でもルールがあることを認識する必要がある。

以上により閉会。